

「飛騨・美濃伝統野菜」 認証表示要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「飛騨・美濃伝統野菜」認証要領(平成14年6月24日施行。以下「認証要領」という。)に基づく「飛騨・美濃伝統野菜」の認証表示に関する事務に必要な事項を定めるものとする。

(対象農産物・加工品)

第2条 表示の対象となるのは、認証要領第5条第2項の規定による「飛騨・美濃伝統野菜」又は「飛騨・美濃伝統野菜」を原材料とする加工品(以下「加工品」という。)とする。なお、「飛騨・美濃伝統野菜」は、別記1のとおりである。

(認証表示報告)

第3条 認証要領第7条の規定により認証表示をすることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「飛騨・美濃伝統野菜」を生産している個人又は「飛騨・美濃伝統野菜」を生産している個人で組織する団体又は法人(以下「生産者等」という)。
- (2) 「飛騨・美濃伝統野菜」を原材料とする加工品を製造・販売している個人、団体又は法人(以下「加工者等」という)。
- (3) 「飛騨・美濃伝統野菜」を流通・販売している、業者等(以下「流通・販売者等」という)。

2 認証要領第7条の規定により認証表示する生産者等、加工者等及び流通・販売者等は、認証表示する旨を知事に報告しなければならない。ただし、加工者等及び流通・販売者等が認証表示しようとする場合は、生産者等との連名により報告するものとする。なお、報告手続きは、次によるものとする。

- (1) 認証表示計画書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 認証表示計画は、「飛騨・美濃伝統野菜」ごとに行うものとする。
- (3) 認証表示計画書は、当該「飛騨・美濃伝統野菜」が生産される地域を所管する農林事務所(以下「所管農林事務所」という。)を経由するものとする。なお、当該地域を所管する市町村(当該地域の範囲が複数の市町村に及ぶ場合は、原則として主たる市町村)(以下「所管市町村」という。)を経由することができる。
- (4) 認証表示計画書の提出は、当該年度の5月10日までとする。

(表示の中止)

第4条 知事は、認証表示が不適正であると認めたときは、その認証表示の中止、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

2 前項の規定による認証表示の中止は別記様式第2号によるものとする。

(表示方法)

第5条 認証要領第7条の規定による認証表示は、別記2の認証マークにより実施する。

2 認証要領第7条の規定による認証表示は、「飛騨・美濃伝統野菜」及び加工品へ直接貼付するか、出荷容器又は包装物への貼付又は印刷により行う他、商品の宣伝のために制作される広告、パンフレット、ポスター、のぼり、陳列(販売)台等の各種媒体に使用することができ、複数の認証表示ができるものとする。

また、この場合、データ貸与や当該原稿の版を有する印刷業者を通じて、各使用者

が印刷、使用することができるものとする。

- 3 生産者等、加工者等、流通・販売者等の関係者は、この要領に定める表示と紛らわしい表示をしてはならない。

(生産者等及び加工者等の責務)

第6条 認証表示する生産者等、加工者等及び流通・販売者等の責務は、次の号に掲げる事項とする。

- (1) 生産、出荷、販売、認証表示の状況について記録するものとする。
- 2 前項第1号の規定による記録は、別記様式第3号によるものとする。

(実績報告)

第7条 認証要領第7条の規定により認証表示した生産者、加工者等及び流通・販売者等は、その実績を知事に報告しなければならない。ただし、加工者等が実績報告しようとする場合は、生産者等との連名により報告するものとする。なお、報告手続きは、次によるものとする。

- (1) 認証表示実績書は、別記様式第4号によるものとする。
- (2) 認証表示実績は、「飛騨・美濃伝統野菜」ごとに行うものとする。
- (3) 認証表示実績書は、所管農林事務所を経由するものとする。なお、所管市町村を経由することができる。
- (4) 認証表示実績書の提出は、翌年度の5月10日までとする。

附則

この要領は、平成14年 8月19日から施行する。
この要領は、平成16年 3月25日から施行する。
この要領は、平成17年 2月 7日から施行する。
この要領は、平成18年 3月29日から施行する。
この要領は、平成19年 4月 2日から施行する。
この要領は、平成21年 3月30日から施行する。
この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。
この要領は、令和 5年 4月 3日から施行する。
この要領は、令和 5年 9月 1日から施行する。

(別記1)

「飛騨・美濃伝統野菜」

番号	品目名	栽培市町村	所管農林事務所
1	あきしまささげ	高山市(旧 高山市、丹生川村、国府町、上宝村)、飛騨市(旧 古川町)	飛騨
2	あじめコショウ	中津川(旧 福岡町)	恵那
3	きくいも	恵那市(旧 岩村町)	恵那
4	菊ごぼう	中津川市(旧 中津川市、福岡町)	恵那
5	桑の木豆	山県市(旧 美山町)	岐阜
6	沢あざみ	揖斐川町(旧 春日村)	揖斐
7	十六ささげ	羽島市、本巣市(旧 糸貫町)	岐阜
8	千石豆	岐阜市	岐阜
9	徳田ねぎ	岐南町	岐阜
10	西方いも	中津川市(旧 加子母村)	恵那
11	飛騨一本太ねぎ	高山市(旧 高山市、丹生川村)、飛騨市(旧 古川町)	飛騨
12	飛騨紅かぶ	高山市(旧 高山市、丹生川村、国府町、上宝村)、飛騨市(旧 古川町)	飛騨
13	まくわうり	本巣市(旧 真正町)	岐阜
14	守口だいこん	岐阜市、各務原市(旧 川島町)	岐阜
15	わしみかぶら	郡上市(旧 高鷲村)	郡上
16	堂上蜂屋柿	美濃加茂市	可茂
17	弘法いも	本巣市(旧 根尾村)	岐阜
18	瀬戸の筍	中津川市	恵那
19	種蔵紅かぶ	飛騨市(旧 宮川村)	飛騨
20	半原かぼちゃ	瑞浪市	東濃
21	伊自良大実柿	山県市(旧 伊自良村)	岐阜
22	紅うど	恵那市(旧 上矢作町)	恵那
23	藤九郎ぎんなん	羽島市、瑞穂市(旧 穂積町)	岐阜
24	南飛騨富士柿	下呂市	下呂
25	高原山椒	高山市(旧 上宝村)	飛騨
26	島ごぼう	岐阜市	岐阜
27	久野川かぶら	下呂市	下呂
28	春日きゅうり	揖斐川町(旧 春日村、旧 久瀬村)	揖斐
29	春日豆	揖斐川町(旧 春日村、旧 久瀬村)	揖斐
30	こんぶり	揖斐川町(旧 春日村)	揖斐
31	春日はるな	揖斐川町(旧 春日村、旧 久瀬村)	揖斐
32	国府なす	高山市(旧 国府町)	飛騨

(別記 2)

「飛騨・美濃伝統野菜」認証マーク ※マークの大きさはこの限りではない。

①野菜の場合 (例：あきしまさげ)



25 mm



40 mm



70 mm

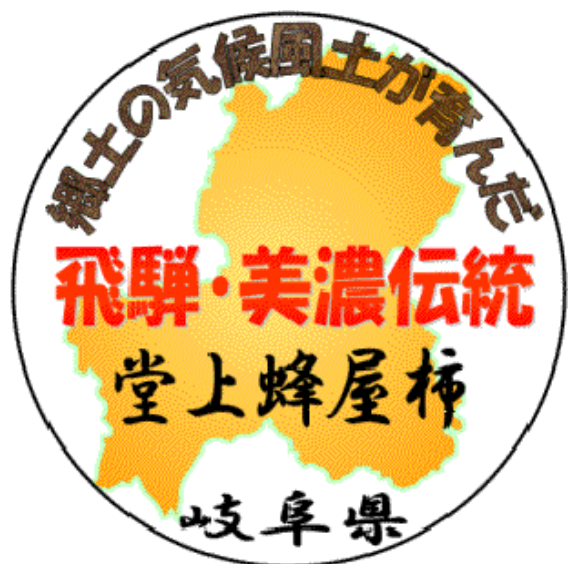
②果樹の場合 (例：堂上蜂屋柿)



25 mm



40 mm



70 mm

③品目名省略の場合



25 mm



40 mm



70 mm

「飛騨・美濃伝統野菜」認証マーク（単色印刷の場合）※マークの大きさはこの限りではない。

④野菜の場合（例：あきしまささげ）



25 mm



40 mm



70 mm

⑤果樹の場合（例：堂上蜂屋柿）



25 mm



40 mm



70 mm

⑥品目名省略の場合



25 mm



40 mm



70 mm

別記様式第1号（要領第3条第2項関係）

「飛騨・美濃伝統野菜」認証表示 計画書

令和 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

住 所

（団体又は法人にあつては、代表者等の所在地）

氏 名

（団体又は法人にあつては、名称及び代表者氏名）

住 所

（加工者）
（流通・販売者）
※連名の場合のみ

（団体又は法人にあつては、代表者等の所在地）

氏 名

（団体又は法人にあつては、名称及び代表者氏名）

「飛騨・美濃伝統野菜」認証表示要領第3条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 生産・販売 計画

飛騨・美濃 伝統野菜名			出荷・販売 期間(計画)		
生産者戸数	栽培面積	生産予定数量	出荷・販売 予定数量	うち生鮮向	うち加工向
戸	a	kg	kg		

（注1）生産及び出荷・販売予定数量欄は、毎年度の収穫開始を起点として、年間の予定数量を記入する。

2 表示販売 計画

	使用媒体（使用方法）
生鮮品	記入例：商品（シール貼付）、出荷ダンボール（印刷）、ポップ（印刷）
加工品	記入例：包装資材（シール貼付）、ポップ（印刷）

（注2）使用媒体は、商品・包装資材・出荷容器・広告・パンフレット・ポスター・ちらし・のぼり・陳列（販売）台・ポップ等から記入する。使用方法は、シール貼付・印刷等から記入する。

3 主な表示販売先及び、出荷規格等 計画

1) 生鮮品

出荷規格等			
名 称			
住 所		電話	() -
名 称			
住 所		電話	() -
名 称			
住 所		電話	() -

(注3) 出荷・販売先は、複数箇所ある場合は、全て記入する。

2) 加工品

加工品の種類 ・規格等			
名 称			
住 所		電話	() -
名 称			
住 所		電話	() -
名 称			
住 所		電話	() -

(注4) 出荷・販売先は、複数箇所ある場合は、全て記入する。

別記様式第2号（要領第4条第2項関係）

「飛騨・美濃伝統野菜」認証表示中止通知書

令和 年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇

令和 年 月 日付けで報告のありました「飛騨・美濃伝統野菜」認証表示について、認証表示が不適切であると認められたので、「飛騨・美濃伝統野菜」認証表示要領第4条第1項の規定により、認証表示を中止願います。

記

飛騨・美濃伝統野菜名	理 由

別記様式第3号（要領第6条関係）

「飛騨・美濃伝統野菜」認証表示出荷・販売記録

氏名

（団体又は法人にあつては、名称及び代表者氏名）

飛騨・美濃伝統野菜名： _____

1 出荷・販売先別実績（生鮮品）

出荷・販売先名称		電話	() -
出荷・販売先住所			
出荷・販売時期		出荷・販売数量	kg
使用による効果・問題点等	<p>記入例：一般からの問い合わせが多くあり、今後の生産意欲の拡大につながった。 ：消費者の購入要望が多く、有利販売につながった。</p>		

（注1）出荷・販売先が複数箇所ある場合は、適宜記入欄を追加して記入する。

2 出荷・販売先別実績（加工品）

出荷・販売先、販売所名称		電話	() -
出荷・販売先、販売所住所			
出荷・販売時期		出荷・販売数量	kg
使用による効果・問題点等	<p>記入例：商品1個1個にシール貼り付けを行ってきたが、目立った効果が得られなかった。</p>		

（注2）出荷・販売先が複数箇所ある場合は、適宜記入欄を追加して記入する。

別記様式第4号（要領第7条関係）

「飛騨・美濃伝統野菜」認証表示 実績書

令和 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

住 所

(団体又は法人にあつては、代表者等の所在地)

氏 名

(団体又は法人にあつては、名称及び代表者氏名)

住 所

(団体又は法人にあつては、代表者等の所在地)

(加工者)
(流通・販売者)
※連名の場合のみ

氏 名

(団体又は法人にあつては、名称及び代表者氏名)

「飛騨・美濃伝統野菜」認証表示要領第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 生産・販売 実績

飛騨・美濃 伝統野菜名			出荷・販売 期間(実績)		
生産者戸数	栽培面積	生産数量	出荷・販売 数量	うち生鮮向	うち加工向
戸	a	kg	kg		

(注1) 生産及び出荷・販売数量欄は、当該年度の収穫開始を起点として、年間の実績数量を記入する。

2 表示販売 実績

	使用媒体 (使用方法)
生鮮品	記入例：商品（シール貼付）、出荷ダンボール（印刷）、ポップ（印刷）
加工品	記入例：包装資材（シール貼付）、ポップ（印刷）

(注2) 使用媒体は、商品・包装資材・出荷容器・広告・パンフレット・ポスター・ちらし・のぼり・陳列(販売)台・ポップ等から記入する。使用方法は、シール貼付・印刷等から記入する。

(注3) 提出にあたっては、出荷・販売記録（別記様式3号）を添付すること。